



2010年度 5月実施
金融窓口サービス技能検定・学科試験

3級
金融商品コンサルティング業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編(金融商品コンサルティング業務)から構成され、問題数は共通編20問(×式10問,三択一式10問)と選択科目編30問(三択一式15問,語群選択式(三肢)15問)の計50問です。
3. 筆記用具,計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については,特に指示のない限り,2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は,乱丁・落丁,印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは,すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他,試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には,試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後,試験監督者が解答用紙を回収しますので,着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降,当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/telar/list/telar/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか,当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

共通編

【第1問】 次の各文章((1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

〔10問〕

- (1) 投資信託における運用報告書は、投資信託の運用期間中の運用実績や運用経過、信託財産の内容、組入れ資産の売買状況などを投資家に報告するため、一定期間ごとに作成されるものである。
- (2) 実績分配型の毎月分配型投資信託では、毎月決算が行われ、決算時には、あらかじめ決められた額の分配金が必ず支払われる。
- (3) 固定利付債券を利払い期間の途中で売買した場合、前回利払日の翌日から売買時点までの利子相当額が、売り手から買い手に対して支払われる。
- (4) 債券の格付とは、格付機関が債券の元本償還や利払いの確実性等について評価したうえで、「A」、「B」などの記号を用いて表示したものであり、債券の発行会社が同じであれば、すべての格付機関の格付は同一となる。
- (5) 委託者指図型投資信託における投資信託約款とは、委託者（投資信託委託会社）と受託者（信託銀行等）との間で締結される投資信託契約の内容が記載された文書で、具体的には、委託者および受託者の商号または名称、受益者に関する事項、信託の元本の額に関する事項などが記載されている。
- (6) 定期保険は、一定期間内の死亡・高度障害に対する保障を目的とした生命保険であり、保険期間中、保険金額が一定で変わらないものが一般的であるが、保険料が一定で、契約後保険期間が経過するとともに保険金額が減っていく逡減定期保険などもある。
- (7) 火災保険の保険料は、一般に、保険の対象となる建物の構造や用途などにより異なり、また、建物の性能や設備により一定の割引が適用される場合がある。
- (8) 月払いや年払いなどの生命保険契約を有効に継続させるためには、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があり、払込期日までに保険料の払込みがなく、そのまま払込猶予期間が経過すると当該契約は失効となる。
- (9) 金融商品取引業は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

(10) 有価証券の売買等については、金融商品取引法だけでなく、証券取引法も併せて適用される。

【第2問】 次の各問（(11)から(20)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) 投資信託について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 国内の投資信託委託会社が顧客に対し直接投資信託を販売することは、法令上禁止されている。
2. 受託会社（信託銀行等）は、自己の固有財産と投資信託に係る信託財産を分別して管理する必要がある。
3. 投資信託の販売は、証券会社だけでなく、銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社など多岐にわたる金融機関が行っている。

(12) 証券投資信託に係る信託報酬について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 投資信託の保有中に発生するコストの1つである信託報酬は、一般に、年率で表示され、投資信託委託会社、販売会社、受託会社の3者で収受される。
2. 信託報酬は、投資信託の決算日に引き落とされるので、基準価額は、決算日に信託報酬分だけ下落する。
3. 国内公募ファンド・オブ・ファンズでは、当該ファンド・オブ・ファンズの信託報酬および組み入れる投資信託の信託報酬の料率を投資信託ごとに開示する必要がある。

(13) 金利の変動要因について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 景気回復局面では、一般に、企業の設備投資意欲が高まるなど資金需要が増加するため、金利は上昇すると考えられる。
2. 財・サービスに対する需要が減少すると、一般に、物価が上昇し、日本銀行の金融緩和策により、金利は下降すると考えられる。
3. 為替相場が円安になると、一般に、輸入原材料・製品が値下がりするため、物価の下落が生じ、金利は下降すると考えられる。

(14) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. MRFは、証券総合口座用のファンドであり、ATMで自由に出し入れができ、決済機能もあるため、銀行の普通預金に近い機能を有しているといえる。
2. MRFは、リスクの少ない短期の公社債、譲渡性預金、コマーシャルペーパーなどの短期金融商品を中心に運用されており、投資信託委託会社により元本が保証されている。
3. MRFは、運用実績による実績分配型（1カ月複利）の商品であり、いつでも換金可能であるが、購入後30日未滿に換金する場合には、1万口につき10円の信託財産留保額が徴収される。

(15) 株式投資信託について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 株式投資信託とは、株式を組み入れることができる投資信託をいい、公社債を組み入れて運用することも可能である。
2. 株式投資信託とは、投資対象として株式が含まれている投資信託をいい、投資対象として株式を組み入れることができる投資信託であっても、実際に株式が組み入れられていない投資信託は、公社債投資信託に分類される。
3. 株式投資信託は、運用の専門会社である投資信託委託会社が運用するため、元本を割り込む可能性はない。

(16) 投資信託の仕組みや特徴等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 日本で設定されている投資信託は、ほとんどが契約型投資信託であり、不動産投資信託（J-REIT）もすべて契約型投資信託である。
2. 追加型（オープン型）投資信託とは、設定後の追加購入（設定）が可能な投資信託である。
3. 単位型（ユニット型）投資信託とは、当初募集期間経過後は追加購入（設定）ができない投資信託であり、中途換金についても一定期間解約できないクローズド期間を設けているものがある。

(17) 変額個人年金保険について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 変額個人年金保険は、将来受け取ることができる基本年金額が、運用実績により増減する個人年金であり、年金受取開始前に被保険者が死亡した場合には、一定の死亡給付金が支払われる。
2. 変額個人年金保険を解約した際に受け取る解約返戻金の額は、運用実績により増減することはなく、あらかじめ定められた金額が支払われる。
3. 変額個人年金保険の販売について、保険業法により、金融商品取引法の行為規制が準用されることはない。

(18) 定期保険に加入する際における告知義務について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 被保険者は、一般に、加入時の健康状態、身体の障害、職業などについて、事実をありのままに告知しなければならない。
2. 告知義務違反があった場合には、生命保険会社はいつでも当該生命保険契約を解除することができる。
3. 生命保険契約が解除された場合、すでに払い込まれた保険料は返還されない。

(19) 消費者契約法について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 消費者契約法上の「消費者」には、法人その他の団体は含まれない。
2. 消費者契約法は、労働契約をはじめ、消費者と事業者との間で締結されるすべての契約に適用される。
3. 消費者契約法上、事業者は、消費者契約の締結について勧誘をするに際して、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について、必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(20) 金融商品取引法、銀行法、消費者契約法に規定されている「虚偽告知」や「不実告知等」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引法は、金融商品取引業者等が金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、顧客に対して、虚偽のことを告げる行為を禁止している。
2. 銀行法は、銀行業務に関して、顧客に対して、虚偽のことを告げる行為を禁止している。
3. 消費者契約法は、消費者が、事業者による不実告知や不利益事実の不告知によって誤認せずに契約を締結した場合であっても、当該契約を取り消すことを認めている。

金融商品コンサルティング業務編

- 1 . 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
- 2 . 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問（(21)から(35)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) 国内金利の低下が見込まれている場合の投資対象（商品）として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 固定利付国債（残存期間10年）
2. 変動金利型定期預金
3. 個人向け国債（固定5年）

(22) 投資理論におけるリスクとリターン等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、ポートフォリオの期待リターンは、組み入れた資産の期待リターンの加重平均となる。
2. 一般に、ポートフォリオのリスクは、組み入れた資産のリスクの加重平均以下となる。
3. 一般に、2つの資産の相関係数が1のとき、分散投資の効果が最大となる。

(23) 不動産投資信託（J-REIT）について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 証券取引所に上場されているJ-REITは、株式と同様、指値注文や成行注文をすることができる。
2. 個人が受け取るJ-REITの分配金は、配当所得として課税される。
3. J-REITは、すべてオープンエンド型のファンドであり、いつでも中途解約することができる。

(24) 株式の投資指標の一般的な見方について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 配当利回りとは、1株当たりの年間配当金額を株価で除したものであり、株価が下落すると配当利回りは上昇する。
2. P E Rとは、株価収益率のことであり、この値が類似業種の企業と比較して高いほど、株価は相対的に割安であるといえる。
3. P B Rとは、株価純資産倍率のことであるが、この値が1を下回ることはない。

(25) 投資信託の運用手法について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. インデックス運用とは、株式市場や債券市場の代表的な指数の動きに連動する運用成果を目標とする運用手法である。
2. アクティブ運用には、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチがある。
3. アクティブ運用の運用成果は、ベンチマークを下回ることはない。

(26) 金融商品販売法に規定されている「金融商品の販売」および「重要事項の説明義務」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 証券会社が、顧客（特定顧客を除く）に対して、社債を販売することは、金融商品販売法上の「金融商品の販売」には該当しないので、当該証券会社は、同法上の「重要事項の説明義務」を負わない。
2. 銀行等の金融機関が、顧客（特定顧客を除く）に対して、外貨預金を販売することは、金融商品販売法上の「金融商品の販売」に該当するので、当該金融機関は、同法上の「重要事項の説明義務」を負う。
3. 信託銀行が、顧客（特定顧客を除く）に対して、貸付信託の受益証券を販売することは、金融商品販売法上の「金融商品の販売」に該当するので、当該信託銀行は、同法上の「重要事項の説明義務」を負う。

(27) 金融商品取引法に規定されている「投資者保護基金」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 投資者保護基金制度は、一般顧客を保護して証券市場の信用を維持するため、顧客資産の分別管理の徹底を原則としつつも、これを補完するものとして設けられた制度である。
2. 第一種金融商品取引業を行う者のうち、有価証券関連業を行う金融商品取引業者は、投資者保護基金に加入しなければならない。
3. 投資者保護基金は、有価証券の値下がり等によって発生した一般顧客の損失を補償するものである。

(28) 金融商品取引法に規定されている「外務員登録制度」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、原則として、当該金融商品取引業者等のために有価証券に係る売買等を行う従業員について、外務員登録を受ける必要があるが、当該従業員に勧誘員、販売員または外交員などの名称を付していれば、外務員登録を受ける必要はない。
2. 金融商品仲介業者は、金融商品取引業者等とは異なり、当該金融商品仲介業者のために有価証券に係る売買等を行う従業員について、外務員登録を受ける必要はない。
3. 金融商品取引業者等は、当該金融商品取引業者等のために有価証券に係る売買等を行う従業員について、外務員登録を受ける際に、所定の事項を記載した登録申請書等を内閣総理大臣に提出する必要がある。

(29) 金融商品取引法に規定されている「損失補てん等の禁止（行為）」について、次のうち最も適切なものはどれか。なお、同法上の「事故」による損失補てん等の場合を除く。

1. 金融商品取引業者等が、有価証券の売買等について生じた損失を被った顧客に対して、当該損失を補てんすることを約束しただけでは、損失補てん等の禁止行為に該当しない。
2. 金融商品取引業者等が、有価証券の売買等について生じた損失を被った顧客に対して、当該損失額と同等の価値の物品を贈与しただけでは、損失補てん等の禁止行為に該当しない。
3. 有価証券の売買等について生じた損失を被った顧客が、金融商品取引業者等に対して、当該損失を補てんすることを約束させることも、損失補てん等の禁止行為に該当する。

(30) 金融商品取引法に規定されている「契約締結時交付書面」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）から承諾を得れば、当該顧客に対して、インターネットや電子メールなどを利用して「契約締結時交付書面」を交付することができる。
2. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）から承諾を得れば、金融商品取引契約を締結する前に、当該顧客に対して、「契約締結時交付書面」を交付することができる。
3. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、所定の事項を記載していない「契約締結時交付書面」を交付した場合、刑事罰に処せられることがある。

(31) 保険業法、信託業法、銀行法における金融商品取引法の行為規制の準用について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 保険業法は、変額個人年金保険などの特定保険契約の締結について、原則として金融商品取引法の行為規制を準用している。
2. 信託業法は、市場リスクによって信託の元本に損失が生ずるおそれがある特定信託契約による信託の引受けについて、原則として金融商品取引法の行為規制を準用している。
3. 銀行法は、特定預金等契約に該当しない円貨建ての普通預金契約や定期預金契約の締結についても、原則として金融商品取引法の行為規制を準用している。

(32) 金融商品取引法に規定されている「広告等の規制」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、広告等を作成する場合、市場リスクに関する情報については、他の事項の表示に用いる文字・数字のうち、最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。
2. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、広告等を配布する場合、直接、対面で配布すれば、「広告等の規制」は適用されない。
3. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、金融商品取引契約の締結の勧誘を行う場合、アナリスト・レポート（個別の企業の分析や評価に関するもの）を使用しても、「広告等の規制」は適用されない。

(33) 金融商品取引法に規定されている「不招請勧誘の禁止」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、勧誘の要請をしていない顧客（一般投資家）を訪問して、店頭金融先物取引契約の締結に係る勧誘を行った場合、「不招請勧誘の禁止」に係る規定が適用される。
2. 金融商品取引業者等が、勧誘の要請をしていない顧客（一般投資家）に電話をかけて、変額個人年金保険契約の締結に係る勧誘を行った場合、「不招請勧誘の禁止」に係る規定が適用される。
3. 金融商品取引業者等が、勧誘の要請をしていない顧客（一般投資家）を訪問したり、または、電話をかけて、外貨定期預金取引契約の締結に係る勧誘を行った場合、「不招請勧誘の禁止」に係る規定が適用される。

(34) 金融商品取引法に規定されている「契約締結前交付書面」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）から、「契約締結前交付書面」の交付を要しない旨の申出があった場合、当該申出のみを理由に、「契約締結前交付書面」の交付を省略することができる。
2. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）に対して、「契約締結前交付書面」について説明を行う場合、当該顧客の理解度を客観的に把握することは困難なので、「契約締結前交付書面」の要旨を読み上げれば足りる。
3. 金融商品取引業者等は、「契約締結前交付書面」を作成する場合、法定の記載事項や記載方法を遵守しなければならない。

- (35) 金融商品取引法および金融商品販売法に規定されている「断定的判断の提供等の禁止」について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融商品取引業者等が、顧客に対して、一定の前提に基づく予想を示したり、第三者の見解を示したりすることは、必ずしも断定的判断の提供等に該当するものではない。
 2. 金融商品販売業者等は、顧客に対して、断定的判断の提供等を行った場合、金融商品販売法上、これによって当該顧客に生じた損害を賠償する義務を負うことはない。
 3. 金融商品取引業者等および金融商品販売業者等は、いずれも顧客に対して、断定的判断の提供等を行ってはならない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) (ア)と(イ)を比較した場合、(イ)のほうが原油価格の変動や外国為替相場の変動の影響を受けやすいため、近年では、(イ)のほうが(ア)よりも変動幅が(ウ)になっている。

- | | | |
|-------------|----------|------|
| 1. ア消費者物価指数 | イ企業物価指数 | ウ大きく |
| 2. ア企業物価指数 | イ消費者物価指数 | ウ大きく |
| 3. ア消費者物価指数 | イ企業物価指数 | ウ小さく |

(37) 一般に、外国の発行体が発行する債券には、日本市場で円貨建てによって発行する(ア)、日本市場以外の市場で円貨建てによって発行する(イ)、日本市場で外貨建てによって発行する(ウ)などがある。

- | | | |
|------------|---------|---------|
| 1. アショウゲン債 | イサムライ債 | ウユーロ円債 |
| 2. アサムライ債 | イユーロ円債 | ウショウゲン債 |
| 3. アユーロ円債 | イショウゲン債 | ウサムライ債 |

(38) 日経平均株価および東証株価指数(TOPIX)の値動きを比較した場合、一般に、(ア)は(イ)より(ウ)の影響を受けやすいとされている。

- | | | |
|------------|---------|---------------------|
| 1. ア東証株価指数 | イ日経平均株価 | ウ時価総額が大きい株式 |
| 2. ア日経平均株価 | イ東証株価指数 | ウ時価総額が大きい株式 |
| 3. ア東証株価指数 | イ日経平均株価 | ウ値がさ株(株価水準の高い銘柄のこと) |

(39) 信用格付とは、(ア)が金融商品または法人の信用状態に関する評価の結果について、記号または数字を用いて表示した等級をいい、たとえば、信用格付が(イ)以上またはこれと同等以上の債券を(ウ)債というが、(ウ)であるからといって、債券の発行体が(エ)にならないということではない。

- | | | | |
|-------------|------|--------|--------|
| 1. ア信用格付業者 | イBB | ウ投機的格付 | エ債務不履行 |
| 2. ア日本証券業協会 | イBB | ウ投資適格 | エ元本割れ |
| 3. ア信用格付業者 | イBBB | ウ投資適格 | エ債務不履行 |

(40) 手持ちの円貨を外貨に替えて預け入れた外貨預金では、預入れ時よりも払戻し時に (ア) になることによって、円貨ベースでの実質利回りが低減するリスクがある。このようなリスクを回避するために、通常、(イ) が利用される。しかし、(イ) を利用すると、それ以降の (ウ) による為替差益を享受することができなくなる。

- | | | |
|--------|----------|-----|
| 1. ア円安 | イ通貨オプション | ウ円高 |
| 2. ア円高 | イ先物為替予約 | ウ円安 |
| 3. ア円安 | イ先物為替予約 | ウ円高 |

(41) 国内の公社債で運用する公社債投資信託で、おもに国債や地方債等を運用対象とするものには、(ア) があるほか、中途解約に関して一定の制限がある場合があるので、これらについて説明を行う必要がある。当該説明については、いわゆる(イ) が適用され、顧客の知識、経験、財産の状況、(ウ) に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度によらなければならない。

- | | | |
|---------------------|----------|----------|
| 1. ア価格変動リスクや為替変動リスク | イ過失責任の原則 | ウ契約解除の理由 |
| 2. ア為替変動リスクや信用リスク | イ私的自治の原則 | ウ契約締結の目的 |
| 3. ア価格変動リスクや信用リスク | イ適合性の原則 | ウ契約締結の目的 |

(42) 金融商品取引法は、同法施行令で定める一定の金融商品取引契約の締結について、その勧誘に先立ち、顧客に対して、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為を禁止している。この確認を行う義務を「(ア) 確認義務」という。また、同法施行令で定める一定の金融商品取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が、当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、(イ) する行為も禁止している。この規制を「(ウ) の禁止」という。

- | | | |
|------------|--------|-------|
| 1. ア再勧誘意思 | イ契約を強要 | ウ再勧誘 |
| 2. ア勧誘受諾意思 | イ勧誘を継続 | ウ再勧誘 |
| 3. ア勧誘受諾意思 | イ契約を強要 | ウ訪問販売 |

(43) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、(ア) の金融商品取引所に上場されている有価証券の売買に関する顧客の注文について、(イ) 取引の条件で執行するための方針および方法を定めて、これを (ウ) しなければならないと規定されている。

- | | | |
|-------------|------|-----|
| 1. ア国内および海外 | イ安全な | ウ公表 |
| 2. ア国内 | イ最良の | ウ公表 |
| 3. ア国内および海外 | イ最良の | ウ登録 |

(44) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は、原則として、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、(ア)を策定しなければならないとされており、(ア)においては、(イ)等を定め、金融商品販売業者等の(ウ)に掲示等しなければならないとされている。

- | | | |
|----------|---------------------|---------------|
| 1. ア勧誘方針 | イ顧客の適合性に照らし配慮すべき事項 | ウ本店または主たる事務所等 |
| 2. ア取引約款 | イ顧客が支払うべき手数料等に関する事項 | ウ本店または主たる事務所等 |
| 3. ア勧誘方針 | イ顧客が支払うべき手数料等に関する事項 | ウホームページ |

(45) 銀行法施行規則に規定されている「(ア)書面」とは、外貨預金等について、金利等の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合に、当該指標およびその理由などの法定事項を記載した書面である。「(ア)書面」には、当該法定事項などを、「(イ)書面」の記載方法に準ずる方法により記載しなければならない。なお、銀行が、外貨預金等(デリバティブ預金等および通貨オプション組入型預金等を除く)について、過去(ウ)以内に、顧客(一般投資家)に対して、「(ア)書面」を交付している場合で、当該顧客から「(イ)書面」の交付を要しない旨の意思表示があった場合、「(イ)書面」の交付を省略することができる。

- | | | |
|-------------|----------|------|
| 1. ア外貨預金等 | イ契約締結前交付 | ウ1年 |
| 2. ア契約締結時交付 | イ外貨預金等 | ウ6か月 |
| 3. ア契約締結前交付 | イ契約締結時交付 | ウ1年 |

(46) 金融商品販売法は、金融商品の販売等に関して、金融商品販売業者等が顧客に対して重要事項の説明義務を負うことを規定しており、重要事項の説明義務違反については、(ア)、金融商品販売業者等に損害賠償責任が生ずることがある。また、損害額については、(イ)を損害額と推定し、顧客の立証責任の軽減が図られている。この説明義務違反に基づく損害賠償責任については、顧客側の過失による過失相殺が(ウ)。

- | | | |
|------------------|--------|---------|
| 1. ア故意または過失がある場合 | イ元本欠損額 | ウ認められない |
| 2. ア無過失の場合であっても | イ支払手数料 | ウ認められない |
| 3. ア無過失の場合であっても | イ元本欠損額 | ウ認められる |

(47) 金融商品取引法上、顧客（一般投資家）が、金融商品取引業者等に対して支払う投資信託の売買等に係る手数料については、(ア)により当該顧客に開示しなければならない。当該手数料には、投資信託の信託報酬などが含まれ、その金額の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法などを記載しなければならないが、これらを記載できない場合には(イ)を記載する。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. ア契約締結前交付書面 | イその旨およびその理由 |
| 2. ア勧誘方針 | イ計算例 |
| 3. ア運用報告書 | イ計算例 |

(48) 銀行は、普通預金や定期預金の預金者に対して、預入期間、利息の支払方法等に関する事項や、(ア)等について情報提供を行わなければならない。これは、(イ)に基づく要請である。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. ア中途解約時の取扱い | イ銀行法 |
| 2. ア商品の正式名称 | イ金融商品取引法 |
| 3. ア将来の金利予測 | イ金融商品取引法および銀行法 |

(49) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）から、有価証券の売買等の注文を受けた場合において、(ア)義務を負っており、当該顧客に対して、あらかじめ自己が相手方となって売買等を成立させるか、または売買等の成立にあたり、(イ)し、取次ぎし、もしくは(ウ)するのかを明らかにしなければならない。

- | | | |
|----------------------|-----|-----|
| 1. ア秘密保持 | イ補助 | ウ保佐 |
| 2. ア証券事故に係る損失補てん契約締結 | イ媒介 | ウ代理 |
| 3. ア取引態様の事前明示 | イ媒介 | ウ代理 |

(50) 金融商品取引法は、特定投資家および一般投資家の区分を設けており、金融商品取引業者等が特定投資家との間で取引を行う場合に、契約締結前交付書面の交付義務など、(ア)を目的とする行為規制の適用を除外している。他方、(イ)など、(ウ)を目的とする行為規制については、その適用を除外していない。

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| 1. ア市場の公正確保 | イ取引態様の事前明示義務 | ウ情報の格差是正 |
| 2. ア情報の格差是正 | イ損失補てん等の禁止 | ウ市場の公正確保 |
| 3. ア投資家保護 | イ広告等の規制 | ウ情報の格差是正 |